

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 長野県須坂市大字米持547番地13

氏 名 株式会社巴工業

代表取締役 柳澤 昇

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年7月22日

4 処分の理由

令和7年3月20日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反により、被処分者の役員の罰金刑が確定した。

このことにより、被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第2号該当による取消し）

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、小松

電話 026-235-7164（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp